稲美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画改定協力者連絡会資料（第２回）

令和８年 10 月１３日

稲美町

資料

Ⅰ　第 10 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画≪骨子案≫・・・・・1～3 ページ

Ⅱ　高齢者保健福祉サービスの現状と課題及び第 10 期計画の方向性・・・・・・別冊

第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画≪骨子案≫

前期（9期）計画を継承しつつ、令和22(2040)年を見据えた取組構成と表題を改めています。※下線は9期からの変更箇所

第１章　計画の概要
- １　計画策定の背景と趣旨
- ２　計画の位置づけ
- ３　計画の期間
- ４　計画の策定体制
- ５　日常生活圏域の設定
- ６　計画の進行管理と点検体制

第２章　高齢者の現状及び将来推計
- １　高齢者人口・世帯の状況
- ２　要介護・要支援認定者数の推計
- ３　地域の現状・サービス利用状況の分析
- ４　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果に見る高齢者の現状
- ５　在宅介護実態調査に見る介護の現状等
- ６　介護保険サービス提供事業者調査に見る現状と課題

第３章　計画の基本理念・重点目標及び施策体系
- １　計画の基本理念
- ２　計画の重点目標
- ３　計画の体系

第４章　地域包括ケアシステムの強化
- １　地域包括支援センターの機能強化
- ２　地域ケア会議の充実
- ３　在宅医療・介護連携の推進
- ４　生活支援・介護予防サービスの体制整備

第５章　認知症施策の総合的推進（共生社会の実現）
- １　認知症への理解促進と地域見守り
- ２　認知症の人の意思尊重と社会参加支援
- ３　認知症高齢者の権利擁護と家族支援

第６章　保健福祉サービスの充実
- １　生活支援サービス
- ２　介護予防サービス
- ３　家族介護支援サービス
- ４　一人暮らし高齢者支援サービス
- ５　保健サービス
- ６　施設サービス
- ７　稲美町社会福祉協議会のサービス
- ８　住民主体の機関が提供するサービス

第７章　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- １　生きがいづくりの推進
- ２　生涯学習活動の推進

第８章　高齢者が安心して暮らせる体制の推進
- １　地域共生社会の推進に向けた取り組み
- ２　高齢者の居住の安定の確保
- ３　高齢者虐待に対する取り組み
- ４　介護人材の確保及び生産性向上の推進
- ５　災害や感染症対策に係る体制整備

第９章　介護保険サービスの現状と事業量推計
- １　サービス見込量の算定方針
- ２　居宅介護サービス見込量
- ３　施設介護サービス見込量
- ４　地域密着型サービス見込量
- ５　地域支援事業見込量
- ６　介護給付適正化計画

第10章　第10期介護保険事業の費用と負担
- １　保険給付費の推計
- ２　地域支援事業費の推計
- ３　第１号被保険者の保険料推計

＜第10期から削除した項目＞
- 「第2章 3 アンケート調査の結果」は、第2章の中で、ニーズ調査、在宅介護調査、事業所調査の各項目に分けて記載します。
- 「第4章 4 認知症見守り支援の充実」は、「第5章 認知症施策の総合的推進（共生社会の実現）」の中で記載します。

計画の基本理念・重点目標（案）

1. 計画の基本理念

本町では、第 8 期計画において、国の基本方針を踏まえ、いわゆる団塊世代が後期高齢者に達する「令和7(2025)年を目指した地域包括ケアシステムの整備」を基本理念として各種施策に取り組んできました。
また、第 9 期計画では、令和 7（2025）年を迎えるにあたり、これまでの取り組みの評価をおこなうとともに、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和 22(2040)年に向けて、国が目指す地域共生社会の実現のため、中長期的な視点を持って、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ってきました。

第 10 期計画では、令和 22（2040）年を見据え、生産年齢人口の減少に伴う担い手不足に対応しながら、真に必要な介護サービスをいかに持続的に確保していくかを大きなテーマと位置付け、医療・介護の連携強化や人材確保・定着支援、多様な主体が支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。

【基本理念】

案１「ともに創る、安心と生きがいの地域共生社会」

案２「未来へつなぐ、支え合いと安心のまち 稲美」

案３「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」

案４「共に支え合い、自分らしく暮らすまち　稲美」

2. 計画の重点目標（6 点）

国は、社会保障審議会介護保険部会において、市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインとなる「第 10 期介護保険事業計画の基本指針」を提示しました。

本町では国の基本指針、さらには兵庫県の「市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針」を踏まえ、以下の 6 点を第 10 期計画における重点目標とし、施策を推進します。

（1）地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤です。すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向け、8050 問題など住民の複雑化・複合化したニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

また、頼れる身寄りのない高齢者の増加に対応するため、地域ケア会議や地域ネットワーク会議等を活用した多職種・多機関連携を推進し、日常生活自立支援制度や成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が切れ目なく提供される地域づくりに取り組みます。

(2) 令和 22（2040）年を見据えた持続可能なサービス基盤の確保

団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和 22（2040）年に向けて、中長期的な人口動態や介護需要の変化を見据えた計画的なサービス提供体制の確保をおこないます。新たな地域医療構想や兵庫県保健医療計画等との整合を図りつつ、介護医療院の安定的な運営や、看護小規模多機能型居宅介護の近隣市町との広域的な利用連携について検討を進めます。

あわせて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における要介護者等の入居実態やサービス利用状況を把握・勘案し、在宅から施設まで地域の実情に応じたバランスのとれたサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 介護予防・健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて健やかに暮らせるためには、多様な社会参加ができる環境整備を進めることが重要になります。

後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の継続に取り組みます。また、「いきいき広場」「いきいきサロン」をはじめとする通いの場の継続・充実を進めます。

(4) 認知症基本法に基づく共生社会の実現と認知症施策の総合的推進

令和 6（2024）年 1 月に施行された認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、本町における「認知症施策推進基本計画」と一体的に策定し、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進します。

認知症の人が自らの言葉で語る「本人ミーティング」の実施や「チームオレンジ」の活動支援を通じて、認知症になっても社会の一員として活躍できる社会参加の場を創出するとともに、もの忘れ健診や SOS ネットワークの活用等により、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を総合的に推進します。

(5) 介護現場の生産性向上・職場環境改善と人材確保

令和 22（2040）年に向けて生産年齢人口が急減する中、介護現場の担い手不足が課題となっています。地域における多様な人材の参画を促すとともに、ICT 機器や介護ロボットの導入・普及促進等により、介護現場の生産性向上と職場環境の改善を図ります。

また、「電子申請・届出システム」等の活用による文書負担軽減を進めるとともに、業務の効率化と持続可能な提供体制の確保に取り組みます。

(6) 災害・感染症に対する危機管理体制（BCP）の強化

災害時において高齢者等の避難行動要支援者を迅速かつ安全に支援するため、個別避難計画の作成促進と地域見守り活動の連携を強化します。

また、介護事業所に対する感染症予防・業務継続計画（BCP）の運用支援に加え、関係機関ネットワークの構築を推進します。さらに、高齢者施設における協力医療機関の確保状況の把握や有事においても必要な医療・介護が安定して継続できる体制の確立を図ります。